

中期目標・中期計画（素案）

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 研究機構の基本的な目標</p> <p>～「人間文化研究」によるイノベーションを生み出す国際的研究拠点～</p> <p>人間文化研究機構（以下、「機構」という。）は、人間文化研究に関わる6つの大学共同利用機関（以下、「機関」という。）すなわち国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国立国語研究所、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所、国立民族学博物館によって構成される大学共同利用機関法人である。</p> <p>機構を構成する6機関は、それぞれの研究分野におけるわが国の中核的研究拠点、国際的研究拠点として基盤的研究を深める一方、学問的伝統の枠を超えて相補的に結びつき、国内外の大学等研究機関との連携を強めて、現代社会における諸課題の解明と解決に挑戦し、真に豊かな人間生活の実現に向けた、人間文化研究によるイノベーションすなわち新たな価値の創造を目指す。</p> <p>また、研究者コミュニティの要請に応えて研究資料や研究環境を充実させ、蓄積された豊富な研究資料・情報を大学および大学の研究者等の利用に供する。</p> <p>こうした目標を戦略的に達成するために、機構本部に総合人間文化研究推進センターと総合情報発信センターの2センターを設置する。総合人間文化研究推進センターにおいては、機構の重要な共同研究プロジェクトの企画調整、進捗管理、評価改善を行い、総合情報発信センターにおいては、人間文化研究に関する情報発信および広報活動を統合的に行う。さらに各機関は、研究資料の充実や研究環境の整備を図りながら、両センターとともに共同利用・共同研究の学際化や国際化を推進し、新たな学問領域の創出を通じて、大学共同利用機関として大学等研究機関に貢献する。</p> <p>教育については、総合研究大学院大学や他大学との連携大学院をはじめとする国内外の大学及び大学院の学生に対して、研究資料や施設を活用しながら研究プロジェクトと連携した教育を行うことによって、高度な専門性を身につけたうえで学際化や国際化に対応しうる実践力のある研究者を育成する。</p>	

<p>人材育成については、国内外から若手研究者を受け入れて、研究プロジェクトに参加させることによって、実践力のある研究者を育成する。また、国外においても日本文化に関する研究教育活動を実施することによって、国外における日本文化に関する次世代研究者の育成に貢献する。さらに、研究者育成のほかに、リサーチ・アドミニストレーターやサイエンス・コミュニケーターを養成し、人文系における新しいキャリアパスの形成に資する。</p> <p>社会貢献については、さまざまな媒体を通じて研究成果を広く発信し、社会の知的基盤の発展に寄与する。特に、国内の地域文化の再構築に関わる研究においては、社会との間での双方向発信を実現して地方創生に資する一方、日本関連在外資料調査研究の成果を活用して、日本文化の理解を国内外で促進する。また、クラウドを用いたグローバル・リポジトリ事業などで研究成果を発信するなど情報空間を開拓し、過去の研究蓄積全体を国際的な資産としてオープン・アクセス可能なものとするにより、知的基盤を国際的に提供する。さらに、出版、情報、観光、伝統産業等の分野に関して産学連携を進めて、人間文化研究の意義を広く社会に発信する。</p>	
<p>◆中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1. 中期目標の期間</p> <p>平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間</p> <p>2. 大学共同利用機関</p> <p>国立歴史民俗博物館</p> <p>国文学研究資料館</p> <p>国立国語研究所</p> <p>国際日本文化研究センター</p> <p>総合地球環境学研究所</p> <p>国立民族学博物館</p>	

中期目標	中期目標整理番号	中期計画	中期計画整理番号
<p>I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1. 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p>		<p>I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>学術の動向や大学及び研究者コミュニティのニーズを踏まえ、学術的かつ社会的に重要なテーマを選定し、国内外の大学等研究機関と連携して、学際的かつ国際的研究プロジェクトを組織的に実施することによって、人間文化研究の新しい領域を開拓する。</p>	1	<p>①学術の動向や大学及び研究者コミュニティのニーズを踏まえて諸事業を戦略的に推進するため、機構内外の研究機関が連携して人間文化に関する総合的研究等を企画・推進し、その成果を発信することを目的に第1期中期目標期間に設置した「企画・連携・広報室」を改革加速期間中に受けた重点支援により発展的に機能分化し、第3期中期目標期間の開始を機に機構長直属の組織として「総合人間文化研究推進センター」を新たに設置する。</p> <p>「総合人間文化研究推進センター」では、現代的な諸課題の解明と解決に資することを目的に、以下のような3つの類型の「基幹研究プロジェクト」を策定し、国内外の大学等研究機関と連携しながら研究を推進する。(達成指標：多様な媒体による研究成果〔論文、著書、シンポジウム、展示等〕の状況、大学等研究機関との連携によるネットワーク構築状況、共同研究者の多様性〔分野別・機関別等〕、新学術領域研究や挑戦的萌芽研究など各種競争的資金の獲得状況、若手研究者の育成状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「機関拠点型」基幹研究においては、各機関がそれぞれのミッションに即した研究テーマを設定し、国内外の研究者や研究機関と連携して、各専門分野の深化を図る挑戦的研究を実施する。 ・「広領域連携型」基幹研究においては、異分野間の連携を必要とする課題に取り組むため、機構内の複数の機関を中核として、医学分野や情報学分野等を含む国内外の大学等研究機関と連携し、異分野融合研究を実施する。 ・「ネットワーク型」基幹研究においては、機構内の特定の機関がわが国のハブとなり、国内外の大学等研究機関とネットワークを形成し、2つの国際共同研究事業を実施する。日本関連在外資料調査研究・活用については、第2期中期目標期間において戦略的・意欲的な取り組みとして評価された事業を継承し、さらに第3期中期目標期間では、調査研究の成果を展示や講演まで一連の活動として展開し、海外における日本文化の理解を促進する。また、地域研究については、評価委員会における評価を受けて、イスラーム地域研究は現代中東に焦点を絞り、現代インド地域研究は南アジア一帯を捉え、現代中国地域研究は北東アジアを一元的に捉える等、わが国にとってとりわけ重要な意義を有する地域の諸問題を総合的に解明する。 <p>これらの大型研究事業の推進を通じて、学術における4つの課題（挑戦性、融合性、総合性、国際性）を先導して学界に貢献し、組織的連携を通じて大学等研究機関に貢献する。</p> <p>②各機関は、「総合人間文化研究推進センター」による一体的なマネジメントのもと、国内外の大学等研究機関と連携し、それぞれのミッションに則して以下のような基幹研究プロジェクトを実施する。これにより、大学の枠を越えた研究拠点を形成・強化し、新たな学問分野の創成に資する。(達成指標：多様な媒体による研究成果〔論文、著書、シンポジウム、展示等〕の状況、大学等研究機関との連携によるネットワーク構築状況、共同研究者の多様性〔分野別・機関別等〕、新学術領域研究や挑戦的萌芽研究など各種競争的資金の獲得状況、若手研究者の育成状況)</p>	1

	<p>ア) 国立歴史民俗博物館は、日本の歴史と文化に関する国際的研究拠点として、博物館機能を活用した研究を推進するため、国内外の大学等研究機関や全国の歴史民俗系博物館等と連携して実施したネットワーク構築準備事業を進展させ、当該分野に関する多様な資料を記録・分類・統合して相互利用環境を整備し、日本の歴史と文化に関する資源のデジタル保存と総合的資料学の構築に関する研究（機関拠点型）を実施する。</p> <p>また、日本における地域文化を再構築するための異分野融合研究（広領域連携型）の中心を国語研とともに担い、ヨーロッパに散在する日本歴史文化資料を調査活用する研究（ネットワーク型日本関連在外資料調査活用事業）の中心を担う。前者（地域文化の再構築）の研究成果については、大学の教育研究機能の強化を目的として、大学博物館や地域の博物館等の展示施設を利用し、国内の大学と連携した展示を実施する。</p>	2
<p>イ) 国文学研究資料館は、日本文学に関する国際的研究拠点として、国内外の大学等研究機関及び民間組織と構築した研究・技術連携をシステムの機能向上等の研究開発に関する共同研究を充実させることにより強化し、学術資料の大規模集積を活用して、諸分野にまたがる日本語の古典籍をデジタルデータ化することによって国際共同研究を推進する大規模学術事業（機関拠点型）を実施する。この事業において、データベース構築に対応した共同研究を実施し、新たな研究領域を構築する。</p> <p>また、人間文化における書物の意味を新たに見いだす異分野融合研究（広領域連携型）、及び海外研究機関等とのネットワーク形成によるキリシタン文書の保存・公開・活用に関する国際連携研究（ネットワーク型日本関連在外資料調査活用事業）の中心を担う。</p> <p>前者（書物に関する異分野融合研究）の研究成果については、大学の教育研究機能の強化を目的として、連携する大学等との協働のもと、教育教材及び教育プログラムを開発する。</p>	3	
<p>ウ) 国立国語研究所は、日本語及び日本語教育に関する国際的研究拠点として、日本語が持つ特質と多様性を多角的に解明し、新たな研究領域を創出するため、国内外の大学等研究機関と連携して、現代語、方言、古典語、日常会話、学習者の日本語など多様な言語資源に基づく総合的日本語研究（機関拠点型）を実施する。公募型を含む共同研究プロジェクトを全国的・国際的に展開し、各種の言語資源を開発・公開するとともに、共同研究の成果を国内外に発信する。</p> <p>総合的日本語研究の成果については、大学の教育研究機能の強化を目的として、連携する大学等との協働のもと、教育教材及び教育プログラムを開発する。</p> <p>また、日本における地域文化を再構築するための異分野融合研究（広領域連携型）の中心を歴博とともに担い、在外資料の調査（ネットワーク型日本関連在外資料調査活用事業）において、言語資源に関する調査研究を担当する。</p>	4	
<p>エ) 国際日本文化研究センターは、日本文化研究の国際的拠点として、今日、国際的に受容されている日本の大衆文化の歴史の変容と展開を明らかにするため、国内外の大学等研究機関との連携のもと、絵巻や戯画、近世浮世絵、近現代の画像・映像等をはじめとする日本文化の基層をなす多様なソフトパワーに関する総合的研究を実施し、日本文化研究の刷新を図る（機関拠点型）。日本の大衆文化研究の成果については、大学の教育研究機能の強化を目的として、連携する大学等との協働のもと、教育教材及び教育プログラム及び教育教材を開発する。</p> <p>また、海外に散逸する日本関連資料を効果的に活用するための国際連携研究（ネットワーク型日本関連在外資料調査活用事業）に関して中心的役割を果たす。</p>	5	

		<p>オ) 総合地球環境学研究所は、総合地球環境学のアジアにおける拠点として、地球環境問題の解決に資するため、国内外の大学等研究機関や地域コミュニティと連携し、アジアの多様な自然・文化複合に基づく未来可能社会の創発を目指した実践的な国際共同研究（機関拠点型）を実施する。</p> <p>また、国内外の自然科学、人文科学、社会科学系の大学等研究機関と協働し、アジア地域における人類の健康と環境との関係（エコヘルス）に関する異分野融合的な国際連携研究（広領域連携型）の中心を担う。エコヘルスに関する研究の成果については、大学の教育研究機能の強化を目的として、連携する大学等との協働のもと、教育教材及び教育プログラムを開発する。</p>	6
		<p>カ) 国立民族学博物館は、文化人類学・民族学の国際的な研究拠点、研究資料の集積機関として、グローバル化のなかで急激に変容する諸民族の社会や文化に関する先端的な研究課題に取り組み、人類の文化資源の継承に資するため、国内外の博物館等と実施した共同学術事業を基盤として、研究者等と文化の担い手である現地社会の両者が、文化資源情報をオンライン上で連携して集積することのできるフォーラム型の情報ミュージアム（機関拠点型）を構築する。</p> <p>また、南アジア、北東アジア、西アジア地域を対象とした国際連携研究（ネットワーク型地域研究）に関する中心的役割を果たす。</p>	7
(2) 研究実施体制等に関する目標		(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	
<p>現代社会における課題の解明と解決をめざして新たな人間文化研究を展開するための体制を整備する。また、研究事業の進捗管理体制を整備する。</p>	2	<p>①「総合人間文化研究推進センター」において、基幹研究プロジェクトの企画、調整、進捗管理、評価、改善を戦略的に実施する。また、日本研究、世界研究、文化資源研究の3部門で構成する評価委員会を設置し、基幹研究プロジェクト等研究プロジェクトについて、部門別の評価体制を整備し、運用する。さらに、専従の特任研究員を採用して各機関に配置し、機関が実施する基幹研究プロジェクトの運営・進捗管理に参画させる。</p>	8
		<p>②各機関は、基幹研究プロジェクトを推進するため、以下のとおり研究実施体制を整備し、運用する。</p>	
		<p>ア) 国立歴史民俗博物館は、国内外の大学等研究機関や博物館と連携して総合的な資料学を構築するため、日本の歴史と文化に関する多様な資料を総合的に研究するメタ資料学研究センターを平成28年度に設置して、進捗管理・連携支援等を行う。また、海外研究機関との学術交流を円滑に進め、国際発信力を強化するために、国際交流室を平成28年度に再編し、国際交流協定の締結や国際的な交流事業の推進支援等を行う。</p>	9
		<p>イ) 国文学研究資料館は、日本の歴史的典籍研究に関する国際的大規模学術共同研究を効果的に実施するため、平成29年度にセンター連携委員会を再編し、古典籍共同研究事業センターと研究部が統一的に事業を実施する体制を整備する。また、平成30年度に国際交流室を再編し、国内外の大学等研究機関との連携を強化する。</p>	10
		<p>ウ) 国立国語研究所は、多様な言語資源に基づく総合的な日本語研究を効果的に実施するため、平成28年度に研究組織を再編し、日本語教育を含む5つの研究領域からなる研究系と、コーパス開発と情報発信に関わるセンターを整備する。これにより、言語資源の構築と学術的利用を有機的に結びつけた共同利用体制を構築するとともに、平成28年度に国際交流室を設置し、国際発信力と国際連携を強化する。</p>	11

		<p>エ) 国際日本文化研究センターは、日本大衆文化に関する総合的研究を推進するため、平成27年度中に設置するプロジェクト推進室（仮称）設置準備室による準備を経て、平成28年度にプロジェクト推進室（仮称）を設置し、大衆文化についての国際共同研究の実施と新しい画像・音響図書館の構築という基幹事業を有機的に結び付け、研究環境を整備する。</p>	12
		<p>オ) 総合地球環境学研究所は、緊急に解決が必要な環境問題に研究資源を集中させるため、あらかじめ課題を明確にした3つのプログラムを設定して国際共同研究プロジェクトを公募する。また、当該研究をより革新的に実施するため、大学等研究機関と研究資源を相互活用する「機関連携プロジェクト」を拡充する。さらに、クロスアポイントメント制度を導入する等の人事交流を促進して、プロジェクトベースで研究者の流動性を確保する共同研究体制を整備する。</p>	13
		<p>カ) 国立民族学博物館は、フォーラム型情報ミュージアム（機関拠点型基幹研究プロジェクト）、国際連携研究（ネットワーク型地域研究推進事業）を実施するための人事的措置として、外部機関による助成制度を活用し外国人研究者を6名以上（平均して毎年度1名以上）受け入れる。これら研究プロジェクトの安定的な財務基盤を構築するため、機構内予算を基本としつつも、必要に応じて、外部資金の獲得、館長裁量経費の措置や連携相手先からのマッチングファンドの受け入れを行う。 プロジェクトを円滑かつ効率的に実施するための環境整備として、オンサイト環境（プロジェクトの推進に必要な資料、プロジェクトの成果の閲覧に係る専用スペースの整備）及びリモートアクセス環境（プロジェクトメンバー間のネット会議用端末の整備）を平成28年度に整備する。</p>	14
<p>2. 共同利用・共同研究に関する目標 (1) 共同利用・共同研究の内容・水準に関する目標</p>		<p>2. 共同利用・共同研究に関する目標を達成するための措置 (1) 共同利用・共同研究の内容・水準に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>人間文化に関する資料等の文化資源を調査・収集し、分析・整備を加えて研究資源として発信することにより、研究環境を整備して共同利用を促進するとともに、それらの研究資源を活用して共同研究を推進する。これらにより、国内外の大学等研究機関に対して貢献する。</p>	3	<p>①人間文化研究に関する各機関の情報発信及び広報活動を機構全体で統一的かつ戦略的に行い、その研究情報を共同利用に供することを目的に、「企画・連携・広報室」を改革加速期間に受けた重点支援により発展的に機能分化し、第3期中期目標期間の開始を機に機構長直属の組織として「総合情報発信センター」を新たに設置する。 「総合情報発信センター」は、各機関の研究情報を以下の3つの類型に基づき発信する。 (達成指標：発信体制の構築状況、情報量、アクセス数、大学等研究機関への支援状況) ・ストック型情報発信としては、研究資料、研究成果、研究者情報等の研究情報に関して、クラウドを用いたグローバル・リポジトリ事業（研究業績を直接ダウンロードできる仕組みを活用し、新たに英文によるタイトルとアブストラクトを付加することにより、過去の研究成果を含めて国際的に再発信する事業）を実施する。また、研究資源共有化事業を継承し、機構外の情報資源との統合検索を可能とする方法を平成29年度中に開発し、人間文化研究データベースとして大学等研究機関を含めた広範な共同利用に供する。 ・ポータル型情報発信としては、日本の人文系研究情報への総合的アクセスを支援するため、国内外の大学等研究機関と連携して国際リンク集を平成28年度中に構築し、運用する。 ・フロー型情報発信としては、機構の研究活動と研究成果を効果的に発信するため、平成28年度中に英語ウェブマガジン等を刊行し、国際的に発信する。 これらの情報発信事業を通じて、研究者コミュニティに学術情報を提供し、大学等研究機関の研究基盤強化に貢献する。</p>	15

	<p>②人間文化に関する研究資源の共同利用性を高めるため、国立歴史民俗博物館と国立民族学博物館は国内外の大学等研究機関と連携して、展示空間および情報空間における双方向性のある展示・公開の手法を開発し、人間文化に関する研究資源の、研究から教育にいたるまでの共同利用に貢献する。また、共同研究の波及効果を多元化するため、得られた研究成果や新たな知見を研究者コミュニティから一般社会まで広く公開する。(達成指標：共同研究者の多様性 [分野別・機関別等]、産業界等を含むネットワーク構築状況、研究開発の状況、利用効果に関する評価体制の整備状況)</p> <p>さらに、展示・公開手法の開発に当たっては、情報系分野との協業により、研究資源のデジタル化及びオープンリソース化を実現する。</p>	16
	<p>③各機関は、文化資源に関して調査・収集し、分析・整備することにより研究資源としての共同利用性を高めるとともに、その研究資源を基盤とした共同研究を通して大学等研究機関の研究水準向上に資するため、以下の措置を講じる。</p>	
	<p>ア) 国立歴史民俗博物館は、資源・研究・展示を有機的に関連させ、それぞれを学界や社会と共有する「博物館型研究統合」の理念のもと、外部委員を含む資料収集委員会において策定された資料収集方針に基づき、共同研究や総合展示等の構想とも関連させた効果的な収集により収蔵資料を充実させるとともに、それらの積極的公開、並びに学術的な成果を展示等で提供することによって、研究者や大学等の研究・教育に貢献する。また、展示や資料調査等のプロジェクトを含む共同研究を、国内外の研究者と共有するとともに、国内外の大学等研究機関と連携して、資源・展示との連関を強化した独自の共同研究を学際的・国際的に実施する。</p>	17
	<p>イ) 国文学研究資料館は、全国に散在する日本文学及びその関連資料を調査収集し、それらの原典資料をデジタル化して、平成 33 年度までに 3,500 点を公開する。また、日本文学のみならず広範な分野・領域にわたる古典籍について、国内外の大学等研究機関と連携して大規模学術共同研究調査を実施してデータベース化し、平成 29 年度から第 1 期システム（平成 33 年度まで）の運用を行う。さらに、その古典籍資料を活用し、国内外の大学等研究機関と連携して、異分野融合的共同研究を実施する。</p>	18
	<p>ウ) 国立国語研究所は、研究所のイニシアティブのもと国内外の大学等研究機関や研究者と連携しながら、日常会話、古典・近代語、方言、学習者の日本語等に関する新たな言語資源を整備する。平成 29 年度から段階的に試験公開を進め、平成 33 年度に全ての公開を終える。また、これらの言語資源を包括的に検索可能とするために必要なアノテーション技術やマルチメディア対応検索技術の開発を段階的に進め、平成 33 年度に試験運用を行う。さらに、新たな研究領域の創出に資するため、外部研究者をリーダーとする共同研究を実施する。</p>	19
	<p>エ) 国際日本文化研究センターは、日本文化研究に関する学術資料を収集・保存、デジタル化・データベース化する。既存のデータベースについては、検索画面のデザイン・検索方法を統一し、データベース掲載画像等の情報を外部の検索エンジンから直接検索可能なシステムに順次移行して、国内外の既存のデータベースと連携させるなど、利用環境を整備・改善する。また、それらの資料を活用して、国内外の研究者とともに国際的共同研究を実施する。</p>	20
	<p>オ) 総合地球環境学研究所は、研究所の成果に関するアーカイブズ（現在約 6,000 件）と大学等に存在する多様なデータを統合し、地球環境研究に関する総合的データベースを構築する。平成 30 年度末ま</p>	21

		<p>でに大学等のデータを統合するための仕様を決定し、これに則った地球研アーカイブスのデータ(6,500件)を公開する。また、先端的分析機器を用いて、国内外の研究者と共同で軽元素から重元素までの多元素同位体分析を行う環境解析手法を開発する。これらを基盤として、国内外の多様な分野の大学等研究機関との連携により、学際的・国際的共同研究を推進する。</p>	
		<p>カ) 国立民族学博物館は、フォーラム機能を有する情報ミュージアムの構築と運用のために形成した国内外のネットワークを通じて研究資料の国際的共同利用を促進し、新たな国際的共同研究のシーズを生み出す国際共同利用・共同研究の創出サイクルを構築し、情報ミュージアムの基盤を確立する。当該取り組みにおいては、本館所蔵の学術標本資料(本館収蔵資料の10%に相当する約34,000点)を精査し、情報ミュージアムに格納し、公開する。また、人類の社会や文化に関する基礎理論から先端的研究課題まで重層的に取り組むことを目的として、第3期中期目標期間の開始に合わせて館としての新たな共同研究カテゴリ「特別研究」を始動する。特別研究においては課題別に4～5の研究班を組織し、複数回開催する国際シンポジウム・ワークショップを含めた共同研究を行い、その成果を研究論集として公刊し、発信する。</p>	22
(2) 共同利用・共同研究の実施体制等に関する目標		(2) 共同利用・共同研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置	
共同利用や共同研究を通じて、国内外大学等研究機関への貢献度を高める体制を整備する。	4	<p>①「総合情報発信センター」は、共同利用状況に関する情報を収集・分析し、グローバル・リポジトリ事業、国際リンク集の構築、英語ウェブマガジン等の刊行等の重点事業を実施するなど、研究成果を戦略的かつ効果的に発信する体制を整備・運用する。また、人文系諸分野の学術的評価方法を確立し、他大学における人文系諸分野での活用に供するため、情報学系分野の研究者と共同で、人間文化研究の研究活動や学術成果の新たな可視化手法を開発する。</p>	23
		<p>②各機関は、当該分野における日本の中核的拠点として、国内外の大学等研究機関に開かれた共同利用・共同研究を促進するため、以下のとおり研究の実施体制及び評価体制を整備・強化する。</p>	
		<p>ア) 国立歴史民俗博物館は、共同利用性の向上を図るため、外部委員を中心とする委員会等における共同研究の採択審査・評価等の実施、協定等に基づき当該研究機関の機能強化に資する研究者等の受入、即日閲覧の充実等による館蔵資料の公開・相互利用における利便性の向上、大学の研究・教育における資料・展示活用等を促進する体制を再整備する。また、大学等研究機関と学術交流協定を締結して、共同研究や展示等のプロジェクトへの大学等研究機関研究者の組織的参画を促進し、大学所蔵資料及び地域の社会文化に関する資料の活用方法や、当該資料を利用した研究成果の蓄積を支援することを通して国内外の大学等研究機関や博物館の機能強化に寄与する。</p> <p>さらに、展示について、学術的・社会教育的見地から評価する体制を新たに整備する。具体的には、展示の評価方法を研究推進センター・博物館資源センター・広報連携センター等において調査・検討し、評価体制を平成30年度に試行・検証して、平成32年度に運用を開始する。</p>	24
		<p>イ) 国文学研究資料館は、日本文学及びその関連資料の調査研究を効果的に推進するため、研究戦略室を平成28年度に新たに設置して、従来の文献資料調査員のあり方を見直し、共同研究を実施する体制を強化するとともに、同室にIR機能を持たせ、当館の研究及び事業などの情報を集約し、評価分析を行い、それに基づいた運営の改善を行う。また、平成32年度まで</p>	25

		<p>に国際コンソーシアムを発足させ、国内外の大学等研究機関や研究者との連携を強化し、国際化に貢献する。</p> <p>さらに、大規模学術事業に関して、評価体制の検証を行い、その結果を踏まえ、平成 30 年度までに外部評価委員を含めた評価体制を強化する。</p>	
		<p>ウ) 国立国語研究所は、共同利用と成果発信の中核として、各種言語資源を一元的に発信するセンターを平成 28 年度に整備する。また、従来の日本語学・言語学で細分化された研究分野を融合・総合し、言語対照、日本語教育、危機言語・方言、日常会話、日本語史の各種研究プロジェクト相互の連携を高めるとともに、合同の研究集会を全国の研究者に向けて開催することで国内外大学等研究機関の研究力向上に寄与する。さらに、目標達成と成果向上のため、自己点検・評価委員会と外部評価委員会による実績評価を毎年度実施するとともに、研究領域に応じて共同研究や国際会議の運営等に高度な助言を得るため、海外研究者を含むアドバイザーボードを設置・運用する。</p>	26
		<p>エ) 国際日本文化研究センターにおいては、日本文化に関する国際的・学際的研究を推進する大学共同利用機関として、国内外の研究者コミュニティからの要望を十分に汲み取りながら、機構本部の主導のもと、平成 28 年度上半期までに共同利用・共同研究の推進体制、仕組みの改革構想をとりまとめ、当該構想に基づく改革を着実に速やかに実行する。</p>	27
		<p>オ) 総合地球環境学研究所は、国内外の大学等研究機関との国際共同研究の実施、大学等研究機関との機関間連携の促進、共同研究者の受入、先端的な環境解析手法の開発、資料や情報等の研究資源化等を円滑に行うために、現在の研究推進戦略センター及び研究高度化支援センターを統合し「研究基盤国際センター（仮称）」を平成28年度に設置する。また、海外の有識者を招へい外国人研究員として積極的に採用し、機関の運営や共同研究の内容・水準に対するアドバイスを受ける体制を整備する。さらに、外部評価委員会による継続的な助言制度を設ける。これらにより国際競争力を高め、地球環境研究に関する国際的な頭脳循環の中核拠点としての機能を充実させる。</p> <p>加えて、研究水準を向上させ、社会貢献の促進を図るため、研究プロジェクト等の採択と評価に関し、研究者コミュニティ外の有識者を評価委員に加えて超学際研究に対応する外部評価体制を整備する。</p>	28
		<p>カ) 国立民族学博物館は、共同利用性の向上を図るため、収集・管理・情報公開を実施する研究・事務体制を強化する。なお、第3期中期目標期間の開始に合わせて始動させる「フォーラム型情報ミュージアム」（機関拠点型基幹研究プロジェクト）と、28 年度から機関全体で取り組む新たな研究カテゴリ「特別研究」に関して、前者については、外部機関における競争的資金を活用して財務的基盤を安定・強化させるとともに、プロジェクト開始に合わせてプロジェクトの運営組織を立ち上げ、同組織において国内の大学等研究機関における学術資料の管理・運用の支援を講じる。後者については、同カテゴリ下の共同研究プロジェクトを適切に運営するため、平成 28 年度に「特別研究運営委員会（仮称）」を設置する。</p> <p>また、国内外の大学等研究機関と学術協定を締結し、当該機関との間の組織的な共同研究を強化する。</p> <p>さらに、研究者コミュニティからの研究者による「研究資料共同利用委員会（仮称）」を平成 28 年度に設置し、研究資料の集積方針を策定する。同委員会においては方針の妥当性を検証するため同委</p>	29

		員会による中間評価を平成30年度に、最終評価を平成33年度に実施し、第4期中期目標期間以降の集積方針の検討に反映させる。	
3. 教育に関する目標		3. 教育に関する目標を達成するための措置	
(1) 大学院等への教育協力に関する目標		(1) 大学院等への教育協力に関する目標を達成するための措置	
<p>基盤機関として参画する総合研究大学院大学との一体的な関係及び、その他全国の大学との多様な関係を通じて、機構の人材や研究環境を用いて、研究プロジェクト等と連携した教育を行うことによって、人間文化研究の諸分野において高度な専門性を身につけたうえで、学際性や国際性を有した実践力のある人材の育成に寄与する。</p>	5	<p>①総合研究大学院大学との連携協定に基づき、シニアパートナー制度、経営協議会、専攻長会議等の教育に係る事務体制を整え、緊密に連携・協力し、以下の専攻課程において毎年定員を充足し、次のとおり同大学文化科学研究科の各専攻の基盤機関として大学院教育の実施に協力する。</p> <p>国立歴史民俗博物館 日本歴史研究専攻 国文学研究資料館 日本文学研究専攻 国際日本文化研究センター 国際日本研究専攻 国立民族学博物館 地域文化学専攻及び比較文化学専攻</p>	30
		<p>②各機関は、特別共同利用研究員制度を通じて全国の大学を対象に大学院生を受け入れ、専門的研究指導を行う。また、国立歴史民俗博物館は千葉大学と、総合地球環境学研究所は名古屋大学と連携大学院制度を通じた大学院教育を継続し、国立国語研究所は一橋大学に加えて平成28年度から東京外国語大学との連携大学院を新たに開始する。さらに、国立歴史民俗博物館及び国立民族学博物館は、展示や館蔵資料を大学における講義・演習での利用に供する。</p>	31
		<p>「総合人間文化研究推進センター」は、基幹研究プロジェクトの研究成果を大学の教育機能の強化に活用するため、教材及び教育プログラムの開発を推進する。</p>	32
(2) 人材育成に関する目標		(2) 人材育成に関する目標を達成するための措置	
<p>人間文化研究に関する中核機関として国内外の大学等研究機関から若手研究者を受け入れ、人間文化研究における諸分野において学際性、国際性に富み実践力の高い研究者を育成するとともに、研究推進に関わる新しい職種を開拓する。</p>	6	<p>①「総合人間文化研究推進センター」において国内外の若手研究者を採用し、同センターが運営する基幹研究プロジェクトを推進する各機関に配置して、プロジェクト研究への参画を通じて実践の場で研究人材を育成する。</p> <p>また、若手研究者を対象とした新たな職種の開拓として、戦略的なプロジェクトの形成・運営の促進のため、リサーチ・アドミニストレーターを、人間文化研究の理解促進やプレゼンスの向上に資するため、人文系サイエンス・コミュニケーターを養成する。その際、若手研究者の当該職種におけるスキル</p>	33

	アップを図るため、平成31年度までに機構外機関においてインターンシップに従事させる。若手研究者の採用については、毎年20人以上を確保する。	
	②若手研究者の安定的なキャリアパスを構築するため、テニュアトラック制度を平成28年度までに確立し、その適用教員を2人以上採用する。	34
	③海外の協定機関との連携により、人間文化の諸分野を専攻する大学院生を含む若手研究者を毎年度受け入れ、専攻分野に応じて各機関に派遣し、専門的研究指導を行う。	35
	④「総合人間文化研究推進センター」は、国際的視野を備え、各機関の分野において中核となる研究者を育成するために、若手研究者を対象とする海外派遣プログラムを平成28年度から開始し、同プログラムを通じて毎年度5人以上を海外に派遣する。	36
	⑤各機関は、共同研究等のプロジェクト研究において若手研究者を受け入れ、研究実践を通じて各分野における次世代研究者の育成を図る。	
	ア) 国立歴史民俗博物館は、研究代表者を若手研究者（助教）に限定した「開発型」共同研究を実施するほか、基幹研究プロジェクト等の研究プロジェクトに若手研究者を特任助教等として重点的に配置し、共同研究を組織・運営する能力を有する人材を育成する。また、外国人研究者の受入制度の条件を緩和するなど柔軟化を図り、海外から若手研究者を招へいするほか、国内外における各種調査等の機会を活用し、日本の歴史と文化に関して資料の収集・調査・研究から博物館展示まで統合的に従事しうる中核的な人材を育成する。	37
	イ) 国文学研究資料館は、平成28年度に「日本文学若手研究者会議」を研究戦略室のもとに設置して、若手研究者から共同研究のあり方に関するニーズを聴取し、若手研究者を対象とした公募による共同研究を実施する。また、日本語の歴史的典籍に関する国際共同研究ネットワークを構築するにあたって、若手研究者を積極的に参画させるための制度の運用を平成29年度までに開始し、計画の実施を通じて、国文学にとどまらず広く古典籍を対象とした研究人材を育成する。	38
	ウ) 国立国語研究所は、6年間で延べ15名以上のポストドクターをプロジェクト研究員として雇用し、研究所としての特性と強みを活かした専門的指導を行うとともに、共同研究や国際会議の運営等に参加させることで国際的に通用する実践的な研究者を育成し、大学等の常勤職に就くことができるように指導する。また、若手研究者や大学院生等を対象に日本語研究の諸分野における最新の研究成果や研究手法を教授する「NINJAL チュートリアル・講習会」を毎年度2回以上実施し、研究を行う上で必要となる知識・スキルを教授する。	39
	エ) 国際日本文化研究センターは、共同研究や国際研究集会、海外シンポジウム、「日文研プロジェクト」等において国内外の若手研究者、大学院生を積極的に参加させるほか、プロジェクト研究員（特定の研究プロジェクトに従事するもの）、機関研究員（日文研における研究課題に従事するもの）等を雇用し、日本学分野において国際的に情報を発信しうる研究者を研究の実践を通じて育成する。	40

		<p>また、日本文化の基層をなす多様なソフトパワーに関する総合的研究（機関拠点型）を通じて日本学を再構築し、その成果を高等教育に還元する。具体的には、センターが蓄積してきた豊富な大衆文化に関するコンテンツを教材化し、自身が作成するカリキュラムと合わせて教育パッケージ化し、大学等との組織的連携によりこれを授業科目化するとともに、講師としてセンターの研究者を派遣する。こうした取組を通じて大学における教育機能の向上に貢献する。</p>	
		<p>オ) 総合地球環境学研究所は、総合地球環境学の構築を担う超学際性を備えた研究者を実践的に育成することを目的として、若手研究者をプロジェクト研究員、研究推進支援員（両者ともPD研究員であり、研究プロジェクト及びセンター等で特定の研究に従事する研究者）として第3期中期目標期間中に20名以上雇用し、研究プロジェクト等に参画させる。</p>	41
		<p>カ) 国立民族学博物館は、若手研究者が主体となる公募制の共同研究（第3期中期目標期間中に6件以上採択）や研究セミナー（第3期中期目標期間中に6回以上開催）を実施する。また、教員や機関研究員（一定期間にわたり本館における研究や各種事業等に従事し、本館における研究活動を発展推進させるために受け入れる任期付きの研究者）等への若手研究者の雇用、あるいは外来研究員（本館の学術資源を利用して研究を進めてもらうために受け入れられている、国内外の研究者）の受入を積極的に行う。これら研究者には館全体で実施するシンポジウムやワークショップの約1割以上に運営メンバーとして参画させ、運営を通じて共同研究の企画力・実践力を養成し、もって、文化人類学、民族学の分野における将来を担う中核的な人材を実践的に育成する。さらに、文化資源の実践的研究に関する国際研究として、博物館学・文化資源学の国際研修を国内外で実施し（第3期中期目標期間中に6回以上実施、外国人研究者等の参加者60名以上）国際的な人材育成に貢献する。</p>	42
4. 社会との連携及び社会貢献に関する目標		4. 社会との連携及び社会貢献に関する目標を達成するための措置	
①国民にとっての知的基盤を拡充し、真に豊かな生活の実現に貢献するために、人間文化研究に関する学術的成果を広く社会に公開、発信する。また、様々な機会を通じて広く社会と連携した取り組みを実施する。	7	①「総合情報発信センター」は、機構における研究活動の理解増進及びその成果の還元を図るため、各機関の情報発信機能を機構の広報戦略に沿って効果的に統合し、多様な媒体や機会を通じ、また産業界と連携して、研究活動及び研究成果を広く社会に発信する。（達成指標：社会的インパクト [一般書籍刊行状況、講演会等の参加者状況、マスメディア等での被引用状況]）	43
		②各機関は、展示、講演会、報道機関との懇談会、社会提言、刊行物の発刊、インターネット発信等、多様な活動を通じて研究成果を社会へ還元する。また、これらのほか、各機関の分野的特性に応じた活動を、以下のとおり実施する。	44

		<p>ア) 国立歴史民俗博物館は、全国の歴史民俗系博物館や地方自治体等と協力して地域の文化財の記録、保存、活用等により地域社会と連携した取り組みをすすめ、地域文化の振興に貢献する。また、学校教育・生涯学習等の教材、放送、出版、広告の制作等における館蔵資料の利用環境を整備し、広く社会において日本の歴史と文化への関心が向上することに貢献する。</p>	45
		<p>ウ) 国立国語研究所は、地域文化の振興を目的に、地方自治体と連携して、日本語や地域の言語・方言に関する講演会・セミナーを毎年度2回以上開催する。</p>	46
		<p>オ) 総合地球環境学研究所は、刊行物、講演会等により広く社会に対して研究発信を行うとともに、研究プロジェクトの企画・実施・評価・改善の各過程において、研究者コミュニティのみならず地球環境問題に関わる多様なステークホルダーの参画・協働により、具体的な課題の解決に取り組むことで、研究成果を社会へ還元する。</p>	47
		<p>カ) 国立民族学博物館は、各種展示（特別展、企画展および全国の国公立博物館や大学博物館等との連携による巡回展（第3期中期目標期間中に総計30回以上実施）、研究資料の貸し出し、新聞や雑誌等の公共メディアを通じて、研究成果を広く社会に発信する。また、初等・中等教育に対する貢献のため、研究情報や研究資源に基づく多様なコンテンツを利用した教材提供（第3期中期目標期間中に1,300回以上）、職場体験（第3期中期目標期間中に60回程度）を通して、学習支援を実施する。</p>	48
<p>②研究成果や研究環境を活用して、社会人を対象にした学び直し、スキルアップの機会を提供する。</p>	8	<p>ア) 国立歴史民俗博物館は、地方自治体等の歴史・文化財関係の専門職員や初等中等教育の教員を対象とした研修・講座等を毎年2回実施する。また、近隣自治体や各種団体が実施する講座等への協力や、来館者の展示理解を助けるボランティアの受入等を通じて、生涯学習を支援する。</p>	49
		<p>イ) 国文学研究資料館は、全国の図書館司書を対象に日本古典籍講習会を開催し、毎年度30名の受講生を受け入れ、古典籍に関する専門家を育成する。また、全国のアーキビストのスキルアップに貢献するため、各自治体の文書館職員、大学職員、大学院生等を対象に毎年度60名の受講生を受け入れ、アーカイブズ・カレッジを実施する。</p>	50
		<p>ウ) 国立国語研究所は、日本語教育水準の向上のため、日本語教師を対象とする講演会・セミナーを毎年度、国内と海外で1回ずつ実施する。</p>	51
		<p>エ) 国際日本文化研究センターは、社会人学び直しの機会を提供するため、研究方法のスキルアップ、日本研究のための外国語運用及び文献講読等の向上を目的とした講習会「基礎領域研究」を一般に開放して毎年度120回程度実施する。</p>	52
		<p>オ) 総合地球環境学研究所は、地球環境研究の成果やその動向など最新の成果を提供し、初等中等教育における環境教育の充実に資するため、小学校、中学校の教員を対象に、地球環境問題に関わる研修会等を実施する。</p>	53
		<p>カ) 国立民族学博物館は、館内外における講義、ワークショップ等の実施（講義、ワークショップを合わせて第3期中期目標期間中に総計180回以上開催）、博物館ボランティアの受入を通して、社会人の生涯学習や社会貢献の機会を広げる。</p>	54

<p>③産業界等との連携により研究成果の発信方法を開発し、社会の発展に貢献する。</p>	<p>9</p>	<p>研究情報や研究資源を活用し、事典・辞典、検索システムの開発、研究資料の保存・管理の新たな手法の開発、新たな展示デザインによるバリアフリー環境の創出、地域興し、学術コンテンツの発信等の取り組みを、出版、情報、デザイン、観光、伝統産業等の産業界と連携して実施する。連携事業の実施にあたっては、平成27年度に締結した包括協定に基づき、産学連携によるシンポジウムや一般書、観光コンテンツといった成果物や成果事業を年1件以上公表する。</p>	<p>55</p>
<p>5. その他の目標 (1) グローバル化に関する目標</p>		<p>5. その他の目標を達成するための措置 (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>わが国における人間文化研究の中核的拠点として、国内外の大学等研究機関との連携を強化し、国際共同研究の実施と成果発信を通じて、わが国における人間文化研究の国際的認知を高める。</p>	<p>10</p>	<p>①ネットワーク型基幹研究プロジェクト（日本関連在外資料調査・研究活用及び地域研究）について、学術協定を締結した海外の大学等研究機関や博物館と連携して、国際展示や国際ワークショップ、国際シンポジウムを開催するなど調査、共同研究、研究資源活用の国際化を一層強化するため、関連する国々においてリエゾン・オフィスを平成28年度から設置する。加えて、研究書籍や映像資料を含む機構における日本文化関連の研究成果を公開し、海外研究者の利用に供するなど海外に対する日本文化の情報発信を強化するため、日本文化に対する関心が高い国々においてもリエゾン・オフィスを平成29年度から設置する。</p>	<p>56</p>
		<p>②「総合人間文化研究推進センター」は、機構の国際的認知を高めるため、平成29年度以降、基幹研究プロジェクトの進展に合わせて、同プロジェクトの各類型において年1回以上の海外におけるシンポジウムや展示等の実施を支援する。</p>	<p>57</p>
		<p>③「総合情報発信センター」は、ストック型情報発信として、同一論文のタイトル等を日英両言語で表記するクラウド型のグローバル・リポジトリ事業の運用準備を平成31年度までに完了し、機構が提供する論文の75%以上を平成33年度までに日英表記化する。また、ポータル型情報発信として、日本に關係する国内外の人文術情報国際学術リンク集に英語で掲載する。機構のウェブサイト上で掲載していた同国際学術リンク集をクラウド型情報発信（機構内外の専門家が情報発信できる仕組みの導入と、運用体制の整備）へ変更し、平成31年度までに第2期中期目標期間における掲載件数の3倍以上に増加させる。さらに、わが国における人間文化研究の国際的認知を高めるため、フロー型情報発信として、機構の最新の研究成果を英語で紹介する国際ウェブマガジンを平成28年度から毎月刊行するとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による情報発信を行う。</p>	<p>58</p>
		<p>④各機関は、海外との人事交流や国際共同研究の実施を拡充し、国際発信力を高めて、共同利用・共同研究の一層の国際化を促進する。</p>	<p></p>
		<p>ア) 国立歴史民俗博物館は、国際交流室を平成28年度に再編し、国際交流協定の締結や国際的な交流事</p>	<p>59</p>

		<p>業の推進支援等を行うとともに、外国人研究者を積極的に受け入れる。また、新たに海外の3研究機関と国際交流協定を締結するなど、積極的に国際交流事業に取り組み、国際交流型共同研究を進めるとともに、国際的な企画展示と国際シンポジウム等を合計12回開催する。</p> <p>さらに、日本の歴史と文化に関する国際発信力を高めるために、インターネット等を活用した海外向け情報発信や訪日外国人を対象とした資料公開及び研究広報等を、平成28年度に準備に着手し、平成29年度に開始する。</p>	
		<p>イ) 国文学研究資料館は、国際共同研究を増加させ、その成果を国際シンポジウム等で毎年度1回以上公開するとともに、英文のオンライン・ジャーナルを平成29年度に創刊する。</p> <p>また、国際的社会的貢献として、「日本資料専門家欧州協会(EAJRS)」と北米の「東亜図書館協会(CEAL)」と協議を行い、欧米の図書館等と連携し、日本文学に関わる国際講習会を毎年度開催する。さらに、国際日本文学研究集会を毎年度開催し、研究発表の機会等を通じて、国内外の日本文学研究者の国際交流を推進することにより、海外の若手研究者を育成する。</p>	60
		<p>ウ) 国立国語研究所は、国際研究ネットワークを強化するため、海外研究者や外国人教員を積極的に受け入れるとともに、国際シンポジウムを年1回以上開催する。また、海外研究機関との学術交流協定に基づく共同研究を6年間で2回以上実施するなど組織的かつ国際的に研究交流を実施する。</p> <p>また、英語による合計6件の研究成果の国際出版、英語表記を含む日本語コーパス・データベースの新規公開、英文ウェブサイトの整備・充実により、日本語と日本語教育に関する優れた研究成果を平成33年度までに世界に向けて発信する。</p>	61
		<p>エ) 国際日本文化研究センターでは、国内外の大学等研究機関との日本文化に関する研究交流をさらに促進するため、外国人教員を常勤職員の概ね10%とし、外国人研究員を毎年度15名程度受け入れるとともに、国際シンポジウムを毎年度3回以上開催する。</p> <p>また、センターにとって特に重要な海外の大学等研究機関との組織的共同研究を円滑に推進するため、5以上の当該機関との間で学術交流協定を締結し、同協定のもとで、研究者交流などの組織間の包括的な研究交流を実施する。</p> <p>さらに、日本に対する関心の喚起や理解の促進、日本語の更なる国際化、海外における日本研究の拡大・深化、潜在的な共同研究相手の開拓、日本への留学生の拡大に貢献するため、同センターが中心となって機構内機関が協働して、日本文化への関心の内容・レベルに応じたアカデミック・プログラム「Bridging Japan Program(日本への架け橋プログラム)」(仮称)を平成29年度までに開発し、日本の在外公館や国際交流基金の海外事務所とも連携して同プログラムを年1回以上開催する。イベントの開催においては機構内機関の研究成果の展示も組み込んでパッケージ化して実施する。</p>	62
		<p>オ) 総合地球環境学研究所は、Future Earth(持続可能な社会を目指す国際的地球環境研究の枠組み)への参画を通じて国際的な共同研究を実施し、年2回以上の国際研究集会を実施して、アジアにおける地球環境研究の中核拠点としての機能を充実・強化する。</p> <p>また、海外の大学等研究機関との連携協力協定により海外の研究者の共同研究への参画を促すとともに、海外におけるシンポジウム、セミナー等を実施することで、共同研究の国際化を促進する。</p>	63

		<p>カ) 国立民族学博物館は、国内外の大学等研究機関や博物館との学術連携を強化し、機構の制度（外国人研究者の雇用や外来研究員の受入）や日本学術振興会の外国人研究者受入制度を通じて、外国人研究者を積極的に受け入れ、研究環境のグローバル化を促進する。</p> <p>また、研究成果や大量の学術資料及び文化資源に関する情報の多言語化による出版、インターネットメディア等による公開、合計 30 回以上実施する国際シンポジウム等を通じて、国際的な研究情報の発信を強化する。</p>	64
(2) 大学共同利用機関法人間の連携に関する目標		(2) 大学共同利用機関法人間の連携に関する目標を達成するための措置	
4 大学共同利用機関法人は、互いの適切な連携により、より高度な法人運営を推進する。	11	4 大学共同利用機関法人の連携を強化するため、大学共同利用機関法人機構長会議の下で、計画・評価、異分野融合、事務連携などに関する協議を実施する。	65
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1. 組織運営の改善に関する目標		II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	
①機構長のリーダーシップが適切に発揮されるためのガバナンス体制を整備する。	12	①経営協議会と教育研究評議会について、機構外委員による機関視察を毎年実施することで、機関に対する理解を深め、両会議の審議を活性化させる。また、経営協議会議の構成について、研究者コミュニティ外との連携促進を活性化させるため、2年毎に見直しを図るとともに、機構外委員の約半数は、研究者コミュニティ以外の有識者及び外国人等とし、多様な意見を聴取し活用する。さらに、機構の組織運営に関して特に重要な案件については、機構長が主宰し理事と経営協議会及び教育研究評議会から選出された委員で構成する企画戦略会議において、集中的・機動的に審議する。	66
		②機構の組織運営機能を強化するため、第3期中期目標期間の開始に合わせて機構長室を設置し、機構の組織運営における機構長の特命事項に関する事項の企画、調整を行う。	67
		③機構の業務運営に関する重要事項を円滑に協議、調整するため、機構役員、各機関の長等で構成する機構会議を原則として毎月開催し、業務、組織運営の重要事項について協議・調整する。	68
		④機構の機能強化を図るため、機構長裁量経費について一般運営費交付金の5%以上を確保し、戦略的に配分する。	69
		⑤監査室は、年度ごとに重点分野を定めて実施される監事監査を支援する。 機構長は、監事監査及び主要な会議に出席する監事の意見を機構の業務運営等の改善に反映させる。	70
		⑥IR（インスティテューショナル・リサーチ）機能を強化するため、第3期中期目標期間の開始に合わせて、機構本部においては機構長室に IR チーム（仮称）を、各機関においても機関の長のもとに IR 室（仮称）をそれぞれ設置する。 機構長室と各機関の IR 室の協働により IR マニュアルを作成し、同マニュアルに基づき研究者コミュニティの動向や研究・教育等、機構の活動に関する基礎データを収集・分析して、その分析結果を機構の戦略策定、組織運営の改善に反映させる。 IR における基礎データの分析と発信方法については、情報・システム研究機構と連携して、人文系諸分野に関する研究成果の可視化手法の開発及び研究者・研究情報の統合的管理システムを用いた情報発信を行う。	71

		<p>なお、情報の収集や分析を行うに当たっては、案件に応じて他の大学共同利用機関法人や総合研究大学院大学とも連携する。</p>	
		⑦機構長室に設置する組織再編チームにおいて、平成30年度までに事務職員の再配置も視野に入れた事務組織体制の見直しを行い、平成31年度にその結果を反映させる。	72
②機構長のリーダーシップのもと、各機関の強みや特色を活かし、研究、教育、社会貢献の取り組みにおける機構内機関の連携を強化し、機構のミッションを実現する。	13	⑧「総合人間文化研究推進センター」及び「総合情報発信センター」では、「センター運営委員会」をセンターの発足に合わせて平成28年度にそれぞれ設置し、センターの組織運営上の重要事項の審議を行う。加えて、前者においては「研究推進室（仮称）」を、後者においては「情報発信室（仮称）」を設置し、センターの業務執行を行う。これらの組織はいずれも、機構本部の役職員と各機関からの代表者により構成することとしており、このことにより機構本部・機関が一体となったセンターの組織運営を実現する。	73
③人事・給与システムの弾力化を図り、多様な人材を確保する。	14	⑨研究者に関しては、多様な人材を確保するため、研究活動の特性を踏まえて平成28年度に年俸制適用教員を20人以上とし、第3期中期目標期間中これを維持する。なお、年俸制適用者の業績評価については、年俸制評価委員会にて機構又は機関が実施する研究プロジェクトの貢献度等を総合的に判断したうえで決定する。 また、クロスアポイントメント制度を平成28年度に整備し、平成29年度に具体的な活動の検討を行い、平成30年度から常勤教員へ適用する。 さらに、平成33年度までに常勤教員に占める若手研究者の割合を20%、外国人研究者の割合を10%に増加させる。	74
④男女共同参画社会の形成に向けた取り組みとして、「女性の活躍推進」を促進する。	15	⑩女性の参画の拡大を図るため、育児や介護等を行っている研究者に対する人的な支援を行う体制の整備、研修機会の拡充等を進める。女性教職員の割合を平成33年度までに30%以上、そのうち管理職の割合を概ね10%にする。	75
2. 教育研究組織の見直しに関する目標		2. 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	
研究の国際展開と大型化を見据えた研究水準のさらなる向上を図るため、研究組織の再編を行う。	16	各機関は、共同研究のさらなる国際化、研究成果の国際的発信力強化のため、国際連携等に係る組織を見直し、新たな業務実施体制・研究支援体制を整備・運用する。また、基幹研究プロジェクトなど大型研究プロジェクトの推進に対応した組織再編を実施する。 機構本部は、第3期中期目標期間の開始に合わせて、基幹研究プロジェクトの企画、進捗管理、評価改善を行うため「総合人間文化研究推進センター」を、各機関による研究情報を一元的に管理し、国際的発信力を強化するために「総合情報発信センター」を設置し、それぞれのセンターが担う研究情報の蓄積・発信と研究の推進・進捗管理とを機能連携させる。また、両センターが実施する業務運営については、平成30年度までに企画戦略会議を活用した評価実施体制を整備し、外部評価を実施する。	76

3. 事務等の効率化・合理化に関する目標		3. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	
機構のガバナンスの強化の観点から、事務業務にかかる組織編成の見直しに関する施策を推進する。また、継続的に既存業務を検証し、事務業務の効率化、合理化を図る。	17	組織編成に関しては、機構長室に設置する「組織再編チーム」の下で実施する自己評価に基づき現状の分析を行い、その結果に基づき事務職員の再配置も視野に入れた事務組織体制の見直しを実施する。 事務業務に関しては、業務のロードを企画立案面にシフトさせるため、機構本部と各機関における共通事務の一元化及び共同処理、業務の外部委託、ペーパーレス会議方式等により業務処理の迅速化、低負荷化を図る。	77
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標 1. 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標		Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	
教育研究水準のさらなる向上及び機構の経営基盤の強化を図るため、外部研究資金その他の自己収入を増加させる。	18	科学研究費助成事業などの競争的資金獲得を促進するため、「総合人間文化研究推進センター」において大型プロジェクト等への申請を支援するなど、外部研究資金増加のための体制を強化し、常勤研究者の科研費への研究代表者若しくは研究分担者としての参加率を毎年80%にする。 また、科研費等の競争的研究資金については、情報学分野など従来の学問領域を越えた新たな分野へ異分野の研究者と連携して申請する。 さらに、「総合情報発信センター」において機構の研究活動等を広く産業界等と連携して広報するなどし、寄附金による自己収入を平成33年度末までに平成27年度比5%増加させる。	78
2. 経費の抑制に関する目標		2. 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	
教育研究の質の維持・向上に配慮しつつ、経費を抑制する。	19	①契約方法の見直し、テレビ会議の活用、ペーパーレス会議、省エネルギー対応設備の積極的導入並びに教職員の意識啓発により、平成27年度実績の一般管理費率を上回らないように経費を抑制する。	79
		②事務職員の適性配置を含む組織体制の見直し、職員個々人の能力開発や一層のサービス向上や経費抑制が見込まれる業務について外部委託を促進することなどにより、管理運営業務の効率化、合理化を高め、平成27年度実績の事務職員人件費率を上回らないように経費を抑制する。	80
3. 資産の運用管理の改善に関する目標		3. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	
資産の有効かつ効率的な活用に努め、適正な維持管理を図る。	20	所有する土地建物や設備等の資産を有効に活用するため、施設の外部貸出など、資産活用に関する計画を平成29年度までに策定し、平成30年度から実施する。 余裕資金については、滞留しないよう金融情報等の分析等を通じ、毎年資金管理に関する計画を策定し、安全かつ効率的な資金運用を行う。	81
Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1. 評価の充実に関する目標		Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 評価の充実に関する目標を達成するための措置	
評価システムを整備して、自己点検・評価を適切に実施し、その評価結果を組織・業務運営の改善に反映させる。	21	外部委員を含む評価組織において、IRによる分析結果も踏まえて中期目標・中期計画の達成状況を適切に点検・評価し、その結果を組織・業務運営に反映させるとともに、その反映状況をウェブサイトを通して社会に公開する。	82

2. 情報公開や情報発信等の推進に関する目標		2. 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	
機構の情報発信機能を強化し、国内外の発信を効率的・効果的に行うことによって機構の認知度を向上させる。	22	機構の広報戦略に基づき、ウェブマガジンの発行、ソーシャルメディアによる情報発信、年2回程度のプレス懇談会の開催など、多様な機会・メディアを通じて機構の活動全般を発信する。	83
V その他業務運営に関する重要目標 1. 施設設備の整備・活用等に関する目標		V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1. 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	
良好な研究環境と業務運営環境を確保・充実させるため、「人間文化研究機構施設・設備整備基本計画」に基づき施設設備を整備し、既存施設を有効活用する。	23	①良好な研究及び業務運営に必要な環境を確保するため、「人間文化研究機構施設・設備整備基本計画」全体を平成29年度までに見直し、国の財政状況を踏まえて計画的に施設整備を図るとともに、同計画に基づき既存施設の計画的な維持管理や省エネルギー対策（エネルギー消費原単位で年平均1%以上削減）を実施する。また、施設の老朽化等調査及び点検を行い、その結果を毎年同計画に反映することで、適切な維持管理を実施する。	84
		②必要な財源確保を踏まえた戦略的な施設マネジメントを行うため、既存施設の利用状況等を平成28年度に調査し、新たな共用スペースを創出してスペースの有効活用を行う。また、平成30年度からすべての機関で大学や地域への貢献を目的とした施設の外部貸出を実施する。	85
		③PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）事業により総合地球環境学研究所の施設管理を確実に実施し、平成29年度までに完了させる。	86
2. 安全管理に関する目標		2. 安全管理に関する目標を達成するための措置	
大規模災害等の危機的状況に適切に対応するとともに、教職員の安全管理及び危機管理に関する意識を向上させる。	24	危機管理に関するマニュアル等を見直しを行うとともに、同マニュアルに基づく訓練や研修等を毎年度実施するとともに、受講者の理解度を確認し、フォローアップを行う。	87

3. 法令遵守等に関する目標	3. 法令遵守等に関する目標を達成するための措置		
<p>国立大学法人法その他関係法令等を遵守し、公正な研究活動・適正な業務運営を行う。</p> <p>また、情報セキュリティ体制の充実・強化を行うことにより、適正な研究教育環境を維持する。</p>	25	<p>①公的研究費の不正使用防止や公正な研究活動を推進するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ制定した規程等に基づき明確化された責任体系のもと、次の取組を中心に、指導・管理・監査を実施する。</p> <p>①－1 公的研究費不正使用防止計画推進室において、不正使用防止計画を推進するとともに、毎年度監査室と連携して同計画の実施状況等を内部監査等でモニタリングし、その結果を計画に反映する。また、公的研究費の適正な使用に関する研修を毎年度実施し、受講者の理解度及び受講状況を管理監督する。</p> <p>①－2 研究倫理教育等推進室において、研究倫理意識を向上させるための研究倫理教育等を毎年度実施し、受講者の理解度及び受講状況を管理監督する。</p>	88
		<p>②業務運営に係る機構の諸規程等や各種ガイドラインを含む法令遵守等を徹底するための各種研修・教育等を毎年度実施するとともに、受講者の理解度を確認し、フォローアップを行う。</p>	89
		<p>③情報セキュリティの確保・向上に必要な体制や規則等について、政府機関等の定める基準等の改正にあわせ、必要な見直しを行うとともに、情報セキュリティについての理解度等に応じた階層別研修を毎年度実施とともに、受講者の理解度を確認し、フォローアップを行う。</p>	90